

Common Nexus ROOTS BOOKS 利用規約

(趣旨)

第1条 東海国立大学機構 Common Nexus 施設利用細則（令和7年度機構細則第1号。）第4条第3項の規定に基づき、東海国立大学機構 Common Nexus が開設する ROOTS BOOKS(以下「ROOTS BOOKS」という。)における本棚の利用について定めるものである。

(定義)

第2条 この利用規約（以下「本規約」という。）において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 棚主 ROOTS BOOKS において、月額料金を支払い本棚の1区画を使用して、書籍等を設置する者をいう。書籍等には、Common Nexus 長（以下「ComoNe 長」という。）に事前に許可を得た書籍以外のものを含むものとする。
- 二 利用者 棚主が本棚に設置した書籍を館外へ貸出を受ける者をいう。

(適用)

第3条 棚主および利用者は、本規約に同意の上、ROOTS BOOKS を利用するものとする。

(棚主の権利)

第4条 ComoNe 長は、棚主に以下の権利を付与する。

- 一 本棚の1区画を使用すること。個人法人の別を問わず、1人または1法人につき、1区画までとする。
- 二 本棚に、館内閲覧のみの書籍または館外貸出可能な書籍を設置すること。
- 三 本棚に、ComoNe 長に事前に許可を得た書籍以外のものを設置すること。
- 四 月に1回開催される、棚主同士の交流会（ひととなりブックス）に参加すること。

(棚主の登録)

第5条 棚主は、本規約に同意の上、ComoNe 長の定める方法によって登録を申請し、ComoNe 長がこれを承認することにより登録が完了するものとする。

- 2 ComoNe 長は、以下の事由があると判断した場合には、登録を許可しない。その理由については一切の開示義務を負わないものとする。
 - 一 登録の申請に虚偽があると認めるとき。
 - 二 本規約に違反したことがある者からの申請であるとき。
 - 三 その他、ComoNe 長が登録を適切でないと判断したとき。

(本棚利用料金および支払方法)

第6条 棚主は、本棚の利用の対価として、以下の利用料金を東海国立大学機構（以下「機構」という。）が指定する方法により、支払うものとする。

月額 2,000 円(消費税および地方消費税込み)

- 2 月の途中で利用を開始した場合でも、その月の利用料金は全額を支払うものとし、日割り計算は行わない。
- 3 本棚の利用期間は1ヶ月とし、第7条第1項で定める日までに解約の申し出がない限り自動更新するものとする。

(解約)

第7条 棚主は、解約を希望するときは、解約を希望する月の前々月の末日（当該日が閉館日の場合は、その直前の開館日）までに所定の手続を行うことにより、解約希望月で解約できる。

- 2 棚主は本棚に設置した書籍等を、解約月の末日までに撤去しなければならない。所有物を残置した場合は、棚主が自らの権利を破棄したものとみなし、機構が処分するものとする。

(利用者の資格)

第8条 利用者は、小学生以上の者からの申請を受け、ComoNe 長が認めたものとする。ただし、15歳未満の者からの申請については、保護者（成人）の同意（署名・捺印）が必要なものとする。

(利用者の登録)

第9条 利用者の登録については、利用者が本規約に同意の上、ComoNe 長の定める方法によって登録を申請し、ComoNe 長がこれを承認することにより登録が完了するものとする。

- 2 ComoNe 長は、以下の事由があると判断した場合には、登録の申請を許可しない。その理由については一切の開示義務を負わないものとする。
 - 一 登録の申請に虚偽があると認めたとき。
 - 二 本規約に違反したことがある者からの申請であるとき。
 - 三 その他、ComoNe 長が登録を適切でないと判断したとき。
- 3 機構は、利用者の登録の有効期限を定めないこととする。ただし、利用できる期間は機構の都合により変更となる場合がある。

(利用者の利用可能時間)

第10条 利用者が書籍の貸出・返却をできるのは、東海国立大学機構 Common Nexus の営業時間内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、ComoNe 長が必要と認めたときは、利用可能時間を変更することができる。

(貸出冊数および貸出期間)

第11条 書籍の貸出は、1回につき3冊までとする。ただし、貸出は館外貸出可能な書籍に限る。

- 2 書籍の貸出期間は14日間とし、延長手続きは行わない。

(禁止事項)

第 12 条 棚主は、ROOTS BOOKS において以下の行為をしてはならない。

- 一 次に掲げる内容の書籍や展示物を陳列する行為
 - ア わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する内容
 - イ 自殺・自傷行為・薬物乱用などを美化・誘発・助長する恐れのある内容
 - ウ その他 ComoNe 長が不適切と判断する内容
 - 二 書籍および ComoNe 長に許可を得た書籍以外のものを含め、それらを販売する行為
 - 三 本棚に飲食物を設置する行為
- 2 棚主または利用者は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に定める暴力団をいう。)の利益になると認められる行為をしてはならない。
- 3 棚主または利用者は、ComoNe 長の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできない。

(本棚利用または書籍貸出の停止)

第 13 条 機構は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、棚主または利用者に事前に通知することなく、本棚利用または書籍貸出(以下、「本サービス」という。)の全部または一部を停止することがある。その理由については一切の開示義務を負わないものとする。

- 一 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となったとき。
 - 二 その他、ComoNe 長が本サービスの提供が困難と判断したとき。
 - 三 棚主または利用者が、本規約のいずれかの条項に違反したとき。
 - 四 登録事項に虚偽の事実があることが判明したとき。
 - 五 本棚利用料金の支払債務の不履行があったとき。
 - 六 機構からの連絡に対し、14 日間返答がないとき。
 - 七 その他、ComoNe 長が本サービスの利用を適切でないと判断したとき。
- 2 機構は、前項の規定による本サービスの停止により、棚主、利用者または第三者が被ったいかなる不利益または損害についても一切の責任を負わない。
- 3 機構は、本サービスの停止による本棚利用料金の返金は行わない。

(免責事項)

第 14 条 機構は、本サービスに起因して生じた書籍等の破損や紛失等の損害について、機構の故意による場合を除き、一切の責任を負わない。

- 2 棚主または利用者は、前項に定める事項が生じた場合でも、損害賠償の請求を行うことができない。
- 3 機構は、本サービスに関して、棚主または利用者および第三者との間において生じた、損害または紛争等について一切の責任を負わない。

(通知または連絡)

第 15 条 機構が棚主または利用者に、通知または連絡する場合は、ComoNe 長の定める方法によって行う。

- 2 機構は、棚主または利用者から連絡先変更の届出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なもののみとし、当該連絡先へ通知または連絡を行う。
- 3 機構は、第 1 項に定める方法で通知または連絡する場合において、その通知または連絡は、発信時に棚主または利用者へ到達したものとみなす。

(個人情報の取り扱いについて)

第 16 条 機構は、本サービスを提供する過程において、棚主または利用者から取得した個人情報（以下「個人情報」という。）は、秘密として扱うものとし、棚主または利用者の同意なく、第三者に提供、開示または漏洩をしない。

- 2 機構は、個人情報を ROOTS BOOKS の運営に必要な範囲で利用するものとし、利用する必要がなくなったときは、当該個人情報を遅滞なく消去する。
- 3 機構は、前各項の定めによるもののほか、東海国立大学機構個人情報保護規定に従い、取得した個人情報を適切かつ厳重に管理する。

(規約の変更)

第 17 条 本規約は、棚主または利用者の個別の同意を要せず、ComoNe 長の判断により任意に変更することができるものとする。

- 2 前項の変更をする場合、変更内容について、原則として適用予定日の 1 ヶ月以上前から Common Nexus 施設内へ掲示等の手段により棚主および利用者へ周知する。また、棚主および利用者は、当該周知を受けてこの変更を承諾したものとみなす。

(準拠法・裁判管轄)

第 18 条 本規約に関する準拠法は、日本法とする。

- 2 機構と棚主または利用者との間で紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(雑則)

第 19 条 本規約に定めるもののほか、ROOTS BOOKS に関し必要な事項は、ComoNe 長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 7 年 6 月 10 日から施行する。